

監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により令和6年5月20日に理事より提出された令和5年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書および剰余金処分案ならびに不足金処理案の各事項の調査を遂げ、いずれも正確、適正なることを認めます。

令和6年6月21日

滋賀県農業共済組合

代表監事 内田 仁一

監事 坂田 東作

監事 大脇 利博